広島県後期高齢者医療広域連合訓令の読点の表記を改める訓令

令和５年１０月３０日

訓令第２号

広島県後期高齢者医療広域連合の訓令（この訓令の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。